



質問1

昨年12月に購入したレントゲンフィルムについて、買入先との間に購入契約に関するトラブルが生じ、取得原価が確定していません。また、薬品のなかには、12月に納品になったものの請求が今年の1月、2月及び3月の3回に分けて請求書がくるものがあります。

このような資産についての年末における棚卸の評価はどのように計算したらよいでしょうか。

回答

いずれも取得原価の見積額により年末棚卸高を計算します。

購入した日の属する年において購入代価の確定していない棚卸資産については、見積額により取得価格を計算します。この場合、翌年以後に確定した購入代価と見積額が異なることとなったときは、その差額は、確定した日の属する年分の事業所得の金額の計算上収入金額や必要経費に算入することになります。

したがって、棚卸の際に取得価格を見積もって年末棚卸資産の評価を行うこととなります。なお、その年中に請求書が来なくとも、この見積額によって仕入計上を行うことが必要となります。

しかし、その差額が多額な場合には、すべて代価の確定した年分の収入金額や必要経費に算入するのではなく、その差額のうち、その年分に繰り越された棚卸資産に対応する部分は、その年に取得した棚卸資産の取得価格に加算または減産し、その他の部分はその年分の必要経費や総収入金額に算入することになります。

質問2

棚卸資産の評価方法について説明してください。

回答

評価方法は、原価法と低価法とがあり、原価法はさらに、個別法、先入先出法、総平均法、移動平均法、最終仕入原価法、売価還元法に分かれます。

棚卸高は、数量と単価の積で計算されますが、そのためには数量と価額の計算が必要です。数量計算は、実地棚卸と帳簿棚卸の二つの方法があり、通常は期末に行われる実地棚卸法が採用されています。ここで問題となるのは価額の計算です。すなわち、同一の棚卸資産の価額が常に一定であれば問題ないのですが、同じものであっても購入時が異なることによって価額が異なる場合に、どの価額をもって評価するかが問題となります。

棚卸資産の評価は、事業の種類ごとに、かつ、商品または製品等の区分ごとに次に掲げる方法（白色申告者の場合には、原価法に限ります）のうち、あらかじめ選定して届け出た方法によって行います。

(1) 原価法

原価法は、棚卸資産について次のいずれかの方法によってその取得価額を計算し、その計算した取得価額をもって期末の棚卸資産の評価額とする方法です。

イ 個別法……棚卸資産の全部を、個々の取得価額によって評価します。

ロ 先入先出法……先に仕入れたものから順次売り出されて、年末の在庫は最も後ろから仕入れたものから順に残っていると仮定して評価します。

ハ 総平均法……1年間の平均単価で評価します。

ニ 移動平均法……年の中途で仕入れるごとにその時に残っている棚卸資産と新しく仕入れた棚卸資産との平均単価を求めて改訂していき、その年最後の仕入の際の平均単価に年末の在庫量を乗じて評価します。

ホ 最終仕入原価法……年末に最も近い時期に仕入れたものの仕入単価に年末在庫量を乗じて評価します。

ヘ 売価還元法……年末在庫の通常の販売価額の総額に原価の率を乗じて評価します。

(2) 低価法

原価法のうちのいずれかの方法によって評価した価額とその年の12月31日における価額とのうち、いずれか低い価額で評価する方法です。ただし、この方法は、青色申告者でなければ選択することができません。

以上の方法のうち、どの方法を選定するかは、あらかじめ税務署長に届け出なければなりません。この届出をしなかったときは、(1)のホの最終仕入原価法によって評価することになっています。